

子育て・教育

児童手当などの現況届の提出はお済みですか

児童手当・特例給付、児童育成手当、児童育成(障害)手当を受給中で、現況届の提出が必要となる方へ、現況届の用紙を6月初旬に発送しました(区に児童手当・特例給付を申請し、現況届の提出が必要となる方には、認定後に順次現況届の用紙を発送)。

届け出がない場合は、6月分以降の手当を受給することができません。必要書類を確認の上、提出してください。

児童手当・特例給付の現況届結果通知書は、前年度から支給区分に変更があった方、受給者・配偶者の5年中所得額が、所得上限限度額を上回り受給資格が消滅した方にのみ発送します。

児童手当・特例給付、児童育成手当=子ども家庭部管理課子ども医療・手当係▶児童育成(障害)手当=障害者施策課障害者手当・医療係



採用情報 ※応募書類は返却しません。

特別区職員

①経験者②就職氷河期世代③Ⅲ類(高卒程度)④障害者▶第1次試験日=①②9月1日(日)③④8日(日)▶特別区人事委員会ホームページから、7月11日午後5時までに申し込み。④は申込書(同委員会事務局・区人事課人事係(区役所東棟5階)で配布)を、7月10日(消印有効)までに同事務局任用課(〒102-0072千代田区飯田橋3-5-1)へ郵送も可▶同事務局任用課採用係☎5210-9787、区人事課人事係▶受験資格・採用予定数などの詳細は、同委員会ホームページ参照

施設情報

荻窪地域区民センターの休館

荻窪地域区民センターは大規模改修工事のため、11月1日～8年6月末の間休館します。休館期間中は、近隣の地域区民センター・区民集会所・区民会館・コミュニティふらっとなどをご利用ください。

荻窪地域区民センター☎3398-9125

募集します ※応募書類は返却しません。

広告掲載

◆広報すぎなみ

10～12月に発行する「広報すぎなみ」に掲載する広告を募集します。

主な配布方法=新聞折り込み、区施設・駅・コンビニエンスストアなどの広報スタンドほか。希望者への個別配布あり▶発行日=月2回(1・15日)▶発行部数=約15万8000部(5年度実績)▶掲載料=1号1枠1

万円▶規格=縦10mm×横235mm▶掲載位置=広報紙中面下部欄外▶募集枠数=1号4枠(1社1号1枠)▶申込書(区ホームページ同案内から取り出せます)に広告原稿案を添えて、7月31日までに広報課広報係へ郵送・ファクス・Eメール・持参

◆区ホームページ バナー広告

閲覧数=月平均約18万7000件(トップページ。5年度実績)▶掲載料=月1枠2万円▶規格=GIF画像またはJPG形式。縦60ピクセル×横120ピクセル。4キロバイト以下▶掲載位置=トップページ下部▶募集枠数=月20枠(1社月1枠)▶その他=毎月5日までの申し込みで翌月1日からの掲載▶申込書(区ホームページから取り出せます)に広告原稿案を添えて、広報課広報係へ郵送・ファクス・Eメール・持参

..... いずれも

☎広報課広報係(区役所東棟5階☎3312-9911)▶koho-suginami@city.suginami.lg.jp

「わがまちの警察官」の推薦

区では、犯罪の抑止活動に顕著な成果を上げた警察官を「わがまちの警察官」として顕彰しています。杉並・高井戸・荻窪警察署に勤務し、区民の安全・安心のために活躍している警察官を推薦してください。

推薦書(危機管理対策課(区役所東棟5階)で配布。区ホームページからも取り出せます)を、7月31日までに同課☎3312-3326▶tikianzen-k@city.suginami.lg.jpへ郵送・ファクス・Eメール・持参▶同課☎5307-0616

杉並区健康づくり推進協議会委員

「杉並区健康づくり推進条例」に基づき設置している協議会で、健康づくりに関する施策の実施にあたり調査審議します。

任期=9月1日～8年8月31日(1期2年)▶募集人数=2名▶報酬=日額1万2000円▶区内在住で20歳以上の方(公務員を除く)▶小論文「杉並区民の健康づくりについて私の考えること」(様式自由。800字以内)に、住所・氏名(フリガナ)・年齢・性別・電話番号・職業・経歴(区政に関する活動実績がある方のみ)を書いた用紙(様式自由)を添えて、7月31日までに杉並保健所健康推進課(〒167-0051荻窪5-20-1)へ郵送・持参▶同課健康推進係☎3391-1355▶応募状況により面接あり

中学生「すぎなみ朝ベジごはん」メニューコンテスト

中学生が自分で考えて作る、栄養バランスの良い朝ごはんの献立を募集します。

区内在住・在学の中学2年生▶申込書(区ホームページから取り出せます)を、9月10日までに杉並保健所健康推進課栄養指導担当(〒167-0051荻窪5-20-1)へ郵送・持参▶すぎなみ食育推進実行委員会事務局☎3391-1355▶書類審査合格者には調理審査を実施。優秀作品は作品集などで紹介

東京都子育て支援員研修(第2期)の受講者

子育て支援分野に従事する上で、必要な知識や技能などを有する「子育て支援員」の養成研修▶研修

実施時期=9月から▶コース=①地域保育②地域子育て支援③放課後児童④社会的養護▶都内在住・在勤の方▶申込書(地域子育て支援課(区役所東棟3階)・子どもセンターで配布。①東京都福祉保健財団②保健福祉振興財団③ポピンズプロフェッショナル④東京リーガルマインドホームページからも取り出せます)を、①東京都福祉保健財団(〒163-0719新宿区西新宿2-7-1新宿第一生命ビルディング19階)②保健福祉振興財団(〒102-0094千代田区紀尾井町3-12紀尾井ビル5階502号室)③ポピンズプロフェッショナル(〒150-0012渋谷区広尾5-6-6広尾プラザ)④東京リーガルマインド(〒164-0001中野区中野4-11-10)へ簡易書留で郵送。または各財団・各社ホームページから申し込み/▶申込期限=7月16日(消印有効)▶①東京都福祉保健財団☎3344-8533②保健福祉振興財団☎6261-0307③ポピンズプロフェッショナル☎3447-5826④東京リーガルマインド☎5913-6225



その他

原爆被爆者への見舞金

7月1日現在、区内在住で被爆者健康手帳をお持ちの方に、見舞金2万1000円を支給します。5年度中に見舞金を受給し引き続き資格を有する方は、申請不要です。

被爆者健康手帳・本人の銀行口座が分かるものを、7月31日までに障害者施策課障害者手当・医療係(区役所東棟1階)へ持参。▶同係☎5307-0781▶郵送による申請を希望の方は要問い合わせ

公園利用ルールの試行

区では、公園を区民の皆さんに気持ち良く、譲り合って利用いただくため、アンケートの実施など利用ルールの見直しを進めています。この結果を基に、喫煙・犬の連れ込み・ボール・花火などの利用方法、自転車の乗り入れについて新しいルールを7月から試行します。詳細は、区ホームページをご覧ください。▶みどり公園課

学校を支える方募集説明会



区立学校の臨時的任用教員・時間講師をはじめ、事務職員・通常学級支援員など、学校で働きたい方に向けて区の教育行政・募集職種について説明し、個別相談も受け付けます。

8月2日(金)午後6時～7時30分▶区役所第4会議室(中棟6階)▶70名(抽選)▶LoGoフォーム(区ホームページ同案内にリンクあり)から、7月19日までに申し込み▶教育人事企画課

東京都知事選挙

投票日 7月7日(日) 投票時間 午前7時～午後8時

期日前投票

投票期間	投票所	投票時間
7月6日(土)まで	杉並区役所を含む全ての期日前投票所(15カ所)	午前8時30分～午後8時

※期日前投票は区内15カ所のどちらでも投票できます。投票日当日は区内の指定された投票所に限り投票できます。

詳細は、区ホームページ(右2次元コード)をご確認ください。

—— 問い合わせは、選挙管理委員会事務局へ。



選挙公報について

選挙公報のPDF版は、区ホームページでご覧いただけます。選挙公報は期日前投票所・区施設(区民事務所・図書館・区民センター)・駅の広報スタンド・郵便局に設置しますのでご利用ください。

※申し込みは、開始日の記載がない場合は「広報すぎなみ」の発行日からとなります。

※申込期限に(消印有効)の記載がない場合は必着です。

※紙面上では市外局番「03」の表記を省略しています。

児童手当の制度改正のお知らせ

法改正に伴い、児童手当は10月分(12月支給)から以下のように制度を変更します。詳細は、区ホームページ(右2次元コード)をご確認ください。



—— 問い合わせは、子ども家庭部管理課児童手当専用☎5913-9389へ。

変更点

- ・所得制限を撤廃し、対象者に一律で児童手当を支給
- ・支給期間を高校生年代(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方)へ延長
- ・第3子以降の多子加算額を、3万円へ拡充
- ・多子加算の対象を大学生年代(22歳に達する日以後の最初の3月31日までの方)へ拡充
- ・支給回数を年6回(偶数月)に変更

手続き

児童手当・特例給付を受給していない方(公務員を除く)は申請が必要です。なお、新たに申請が必要な方で、区の公簿上で次のいずれかの事項が確認できる方へ申請の案内を7月16日(火)に発送します。

- ・6月時点で高校生年代の子どもを養育する世帯主
- ・4年度または5年度の所得額が所得上限額を超え、児童手当などの受給資格が消滅または申請が却下になったが、6年度に再申請をしていない
- ・6年度の所得額が所得上限額を超え、児童手当などの申請が却下になった

申請期限

8月30日

70~74歳で国民健康保険加入の方へ

高齢受給者証の発送

現在、使用している「東京都国民健康保険高齢受給者証」(以下、高齢受給者証)の有効期限は7月31日です。8月1日から使用する高齢受給者証を、7月中に簡易書留で世帯主宛てに発送します。高齢受給者証は、国民健康保険被保険者証と同じサイズのカードで、色は白です。

有効期限が7月31日の高齢受給者証は、有効期限が過ぎてから、個人情報に注意して自身で破棄してください。



☎国保年金課国保資格係☎5307-0641

負担割合の判定基準

8月~7年7月の負担割合は、5年中の所得状況で判定します。判定の対象は同一世帯の70~74歳の国民健康保険加入者です。

●2割負担

対象者それぞれの住民税課税所得金額が145万円未満または対象者全員の旧ただし書き所得の合計が210万円以下

●3割負担

対象者のうち1人でも住民税課税所得金額が145万円以上かつ対象者全員の旧ただし書き所得の合計が210万円を超える

※3割負担の場合でも、5年中の収入の合計が下表の基準に該当する場合は、申請により2割負担になります。

3割負担の方が申請により2割負担になる基準

対象者	基準額
1人の世帯	<ul style="list-style-type: none"> ●収入が383万円未満 ●収入が383万円以上かつ同一世帯の後期高齢者医療制度への移行者との収入の合計が520万円未満
2人以上の世帯	収入の合計が520万円未満

75歳以上の方へ

後期高齢者医療制度のお知らせ

—— 問い合わせは、国保年金課高齢者医療係☎5307-0651へ。

後期高齢者医療被保険者証

現在使用している後期高齢者医療被保険者証(以下、保険証)の有効期限は、7月31日です。新しい保険証(青竹色)を7月11日(木)に簡易書留で発送します。有効期限が過ぎた保険証は自身で破棄するか、国保年金課高齢者医療係(区役所東棟2階)・区民事務所へ返却してください。

なお、12月2日からマイナンバーカードと保険証が一体化され、紙の保険証の交付を終了します。12月1日までに交付された保険証は、住所・自己負担割合などに変更がなければ、7年7月31日まで使用できます。また、12月2日以降は、マイナ保険証または紙の保険証を持っていない方へ、被保険者資格情報などを記載した「資格確認書」を交付します。医療機関・薬局の窓口で提示することで、保険証と同様に受診することができます。詳細は、保険証と同封のリーフレットをご覧ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証

現在、限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証(以下、認定証)を持っている方で、引き続き交付基準に当てはまる方へ、保険証とは別に8月1日からの認定証を7月18日(木)に発送します。有効期限が過ぎた認定証は自身で破棄するか、国保年金課高齢者医療係・区民事務所へ返却してください。同認定証を持っていない方は、お問い合わせください。

なお、12月2日からマイナンバーカードと保険証が一体化され、認定証の交付を終了します。12月1日までに交付された認定証は、住所・適用区分などに変更がなければ、7年7月31日まで使用できます。また、12月2日以降は、マイナ保険証または自己負担限度額の区分を記載した「資格確認書」を提示することで、引き続き自己負担限度額を超える支払額が免除されます。詳細は、保険証と同封のリーフレットをご覧ください。

後期高齢者医療保険料額決定通知書

後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月11日(木)に発送します。納付書が同封されている場合は、納期限までに納付してください。同封されていない場合は、年金からの引き落としまたは口座振替となります。

環境配慮優良事業者認定制度のお知らせ

環境に配慮した取り組みを実施している事業者を環境配慮優良事業者として認定する制度を、10月から開始します。認定事業者には認定証・ステッカーなどを交付します。詳細は、区ホームページ(右2次元コード)をご覧ください。



制度説明会

☎7月26日(金)午前10時~11時30分 ☎区役所第4会議室(中棟6階)
☎区内事業者 ☎100名(先着順) ☎環境課温暖化対策係

意見募集の結果をお知らせします

杉並区地域防災計画 震災編（令和6年修正）（案）

策定に先立ち、「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に基づき、「広報すぎなみ」5年12月15日号などで公表し、皆さんからご意見を伺いました。

頂いたご意見と区のお考えなどは、防災課（区役所西棟6階）、区政資料室（西棟2階）、区民事務所、図書館で7月31日まで閲覧できます（各閲覧場所の休業日を除く）。また、区ホームページ（右2次元コード）からも閲覧できます。



●意見提出期間=5年12月15日～6年1月17日 ●意見提出件数=8件（延べ10項目）

図 防災課防災計画担当

該当箇所	頂いたご意見（概要）	区のお考え（概要）
【総則・予防対策】 第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策	避難所では段ボールの仕切り・テントなどを用いて、家庭ごとにプライバシーを確保することが必須であるとする。	震災救援所でのプライベート空間については、段ボール製の簡易間仕切りを備蓄しているほか、民間企業とベッド・間仕切りを含む段ボール製品の供給に関する災害協定を締結しています。さらに、1月に発生した能登半島地震を受け、6年度中に簡易間仕切りセットを追加配備するなど、今後もプライベート空間の確保に努めていきます。

オープンハウス開催のお知らせ

詳細は、区ホームページをご覧ください。

旧杉並中継所跡地の活用に関するオープンハウス・現地見学会

旧杉並中継所跡地の平常時の活用方法についてご意見を伺うため、これまでの検討経過をまとめたパネル展示・現地見学会を実施します。

時 7月21日(日)午前10時～午後1時・22日(月)午前10時～午後1時・5時～8時 場 旧杉並中継所跡地（井草4-15-18）



▲旧杉並中継所の跡地活用



…… いずれも ……
図 企画課施設マネジメント担当 ④車での来場不可

「杉並区区立施設マネジメント計画」に基づくワークショップに関するオープンハウス（地域意見交換会）

「杉並区区立施設マネジメント計画」に基づき、区立施設の老朽化などの課題に対応するため、以下の取り組みについてワークショップを開催し、区民の皆さんと共に解決策の検討を行っています。ワークショップ参加者以外の方のご意見も伺うため、取り組みごとにオープンハウスを実施します。

取り組み名	日時	場所
浜田山駅周辺の老朽化した区立施設への対応等	8月2日(金) 午後6時～9時	浜田山会館 (浜田山1-36-3)
西宮中学校の改築と老朽化した周辺施設の更新等に関する検討	8月3日(土) 午後2時～5時	西宮中学校 (宮前5-1-25)
旧上荻窪会議室等の跡地活用と周辺施設の検討	8月4日(日) 午後2時～5時	西荻地域区民センター (桃井4-3-2)



▲区立施設マネジメントの取り組み

スマートフォンでご協力ください

道路・公園・街路灯の通報システムのご案内



区の道路・公園・街路灯の維持管理の質の向上にご協力をお願いします。詳細は、区ホームページ（右2次元コード）をご覧ください。



道路損傷等投稿アプリ「マイシティレポート」

区が管理する道路・公園の損傷などについて、皆さんが投稿できる道路損傷等投稿アプリ「マイシティレポート」の運用を開始しました。

利用方法

「マイシティレポート」アプリをダウンロードし、「主な投稿先」で「杉並区」を選択し投稿
場 杉並土木事務所、みどり公園課



AI自動応答システム「AIコンシェルジュ」

区が管理する街路灯の球切れ・つきっぱなしなどの故障について、管理番号を伝えることで24時間対応が可能な、AI自動応答システム「AIコンシェルジュ」の運用を開始しました。

・街路灯故障修理 ☎050-3537-0435

場 杉並土木事務所

熱中症特別警戒アラートの運用開始



改正気候変動適応法の施行により、従来の熱中症警戒アラートより一段階上の警戒情報である「熱中症特別警戒アラート」の運用が開始されました。アラート発表時は、最大限の予防が必要です。詳細は、区ホームページ（右2次元コード）をご覧ください。



発表基準

熱中症警戒アラート

気温が著しく高くなることにより健康被害が生じる恐れがあるときに発表

熱中症特別警戒アラート

広域的に過去に例のない危険な暑さとなり、健康に係る重大な被害が生じる恐れがあるときに発表

場 環境課庶務係

「涼み処（クーリングシェルター）」として区立施設をご利用ください

暑い日の外出時に、気軽に立ち寄り休憩できる「涼み処」として、以下の区立施設を10月23日まで開放しています。熱中症の予防対策としてご利用ください。

場 区役所本庁舎、地域区民センター、区民集会所、区体育施設、図書館、ゆうゆう館、地域包括支援センター（ケア24）、杉並保健所・保健センターほか 図 危機管理対策課 ④詳細は、区ホームページ（右2次元コード）参照

